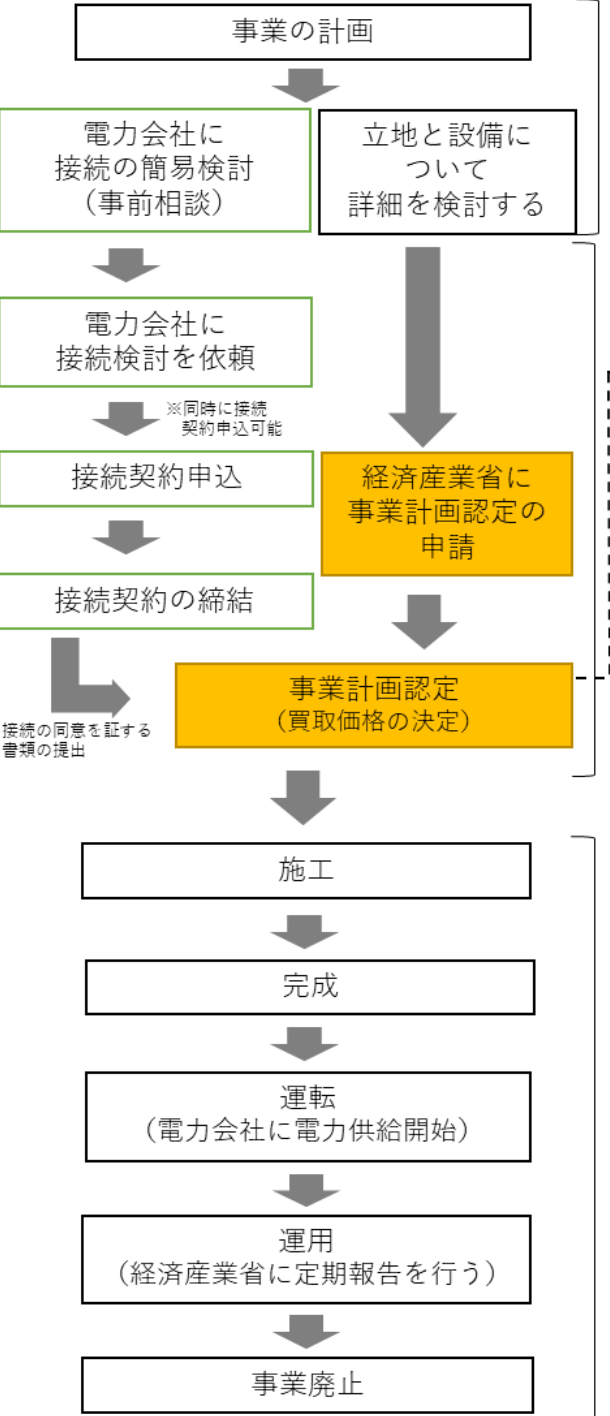


太陽光発電施設設置等に関する手続きフロー

別紙 2

太陽光発電（50kW以上）事業実施に係る手続きフロー

・手続きのモデルケースを示しています。手続きの詳細については、資源エネルギー庁資料「再生可能エネルギー固定価格買取制度」や「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」等をご覧ください。



接続の同意を証する書類の提出

本ガイドライン（GL）の手続きフロー

- ・提出物は、県及び市町村あてに、郵送またはメールにより提出してください。
- ・提出先は、提出物提出先一覧（別紙3）を参照してください。
- ・太陽光発電施設が2以上の市町村にまたがる場合、関係する全ての市町村に提出物を提出してください。

